

5 . 環境専門部会

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 環境専門部会

協定項目	24 各種事務事業の取扱い（環境関係）	関係項目	資源ごみ収集事業
調整の内容	当面はそれぞれの制度を存続し、5年以内に新市において調整する。		
現 況			調整の具体的内容
堺 市		美 原 町	
<p>名 称 : 資源ごみ収集事業 資源物 : 空き缶・空きびん 収集内容 : 月2回、各戸及びステーション収集 処理内容 : リサイクルプラザで選別処理をして資源化を図っているが、処理能力超過分は再生資源業者で処理を行っている。 収集業務 : 南支所管内は直営、他の5支所は委託業者</p> <p>資源物 : ペットボトル 収集内容 : スーパー及び支所などに回収ボックスを設置し、拠点回収を実施している。(約120拠点) 収集業務 : 委託業者(一部直営)</p>		<p>名 称 : 資源ごみ収集事業 資源物 : 空き缶・空きびん・ペットボトル 収集内容 : 月2回、ステーション方式により収集 処理内容 : 有価物集積センターに持ち込み、空きびんの色選別、ペットボトルの圧縮・梱包作業を行なった後、業者へ引き渡している。 収集業務 : 委託業者</p> <p>資源物 : 有価物(古紙・金属・繊維・発泡トレイ) 収集内容 : 月1回、ステーション方式により収集 処理内容 : 有価物集積センターに持ち込み、選別(古紙・繊維・金属類)等を行なった後、業者へ引き渡している。 収集業務 : 委託業者</p>	当面はそれぞれの制度を存続し、5年以内に新市において調整する。

堺市・美原町合併協議会の調整内容
 専門部会名 環境専門部会

協定項目	24 各種事務事業の取扱い（環境関係）	関係項目	有価物集団回収事業
調整の内容	当面はそれぞれの制度を存続し、5年以内に新市において調整する。		
現 況			調整の具体的内容
堺 市		美 原 町	
<p>名 称 : 有価物集団回収事業 内 容 : 自治会や子ども会等による有価物の回収に対して報償金を交付する。</p> <p>対象団体 : 市内の自治会、子ども会、その他の営利を目的としない住民団体 対象品目 : 新聞・雑誌・ダンボール・古布・紙パック 報償金額 : 回収量 1 kg 当たり 4 円 団体数 : 9 5 0 団体</p>		<p>名 称 : 環境美化及び有価物回収奨励金等交付制度 内 容 : 有価物回収に協力する団体が再資源化できる有価物を定期的に集団回収を行なうことに対して奨励金又は報奨金を交付する。</p> <p>対象団体 : 町内で組織する区会、婦人会、自治会、子ども会育成会、老人会等のほか町長が必要と認める団体で、古紙類、繊維類の集団回収を定期的実施し、地域の環境美化（公園、道路等の清掃）に努める団体</p> <p>奨励金制度 対象品目 : 古紙類、繊維類 奨励金額 : 1 kg 当たり 5 円 団体数 : 3 3 団体</p> <p>缶・びんボックス管理報奨金制度 内 容 : 町が実施している空き缶、空きびん回収に協力する自治会に回収ボックスの設置を依頼し、管理費を交付する。 管理費 : 1 組設置当たり 1 3 0 円 / 月 自治会数 : 2 6 地区</p>	<p>当面はそれぞれの制度を存続し、5年以内に新市において調整する。</p>

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 環境専門部会

協定項目	24 各種事務事業の取扱い（環境関係）	関係項目	ごみ収集事業（その1）	
調整の内容	当面はそれぞれの制度を存続し、5年以内に新市において調整する。			
現 況			調整の具体的内容	
堺 市		美 原 町		
<p>名 称：生活ごみ収集 内 容：家庭から排出される生ごみ等を無料で収集 収集内容：週2回、各戸・ステーション・コンテナ方式 収集業務：直営と委託業者</p> <p>名 称：粗大ごみ収集 内 容：30cm以上の家具や電化製品等を電話申込制により有料で収集。 市民は申込後シールを取扱店で購入し、品物に添付する。 シールは400円1種類で、400円、800円、1,200円、1,600円、2,000円の5種類の品目別料金を設定 収集内容：各戸及びステーション 収集業務：直営と委託業者</p> <p>名 称：継続のごみ収集 内 容：事業所等から排出される可燃性ごみについて有料で毎日（週6回）収集 収集内容：月～土曜日 収集業務：委託業者</p>		<p>名 称：一般家庭ごみ収集 内 容：燃えるごみをシール制（1～2人世帯30L袋、3人以上世帯45L袋）で無料収集し、超過分は有料で収集 収集内容：各戸・ステーション方式 燃えるごみ（週2回） 収集業務：委託業者</p> <p>名 称：粗大ごみ収集 内 容：家庭から排出される粗大ごみ・燃えないごみをシール制で無料収集、超過分を有料で収集 収集内容：ステーション方式（月1回） 収集業務：委託業者</p> <p>名 称：継続的（事業系）ごみ収集 内 容：燃えるごみを有料で収集 収集内容：週1回から5回 収集業務：委託業者</p>		<p>当面はそれぞれの制度を存続し、5年以内に新市において調整する。</p> <p>当面はそれぞれの制度を存続し、5年以内に新市において調整する。</p> <p>当面はそれぞれの制度を存続し、5年以内に新市において調整する。</p>

堺 市 ・ 美 原 町 合 併 協 議 会 の 調 整 内 容
 専門部会名 環境専門部会

協定項目	24 各種事務事業の取扱い（環境関係）	関係項目	ごみ収集事業（その2）
調整の内容	当面はそれぞれの制度を存続し、5年以内に新市において調整する。		
現 況			調 整 の 具 体 的 内 容
堺 市	美 原 町		
名 称 : 臨時のごみ収集 内 容 : 臨時に排出されるごみで、清掃工場で処理可能なものについて有料で収集 収集業務: 委託業者 ○死犬猫等収集 内 容 : 犬猫等の死体処理を市の専用焼却炉で処理している。 収集業務: 委託業者	名 称 : 臨時のごみ収集 内 容 : 事業所等から臨時に出るごみを有料で収集 収集業務: 委託業者 ○死犬猫等収集 内 容 : 犬猫等の死体を民間の焼却炉で処理を委託している。 収集業務: 直営		当面はそれぞれの制度を存続し、5年以内に新市において調整する。 当面はそれぞれの制度を存続し、5年以内に新市において調整する。

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 環境専門部会

協定項目	24 各種事務事業の取扱い（環境関係）	関係項目	し尿収集事業	
調整の内容	当面はそれぞれの制度を存続し、5年以内に新市において調整する。			
現 況			調整の具体的内容	
堺 市		美 原 町		
<p>名称：継続収集 内容：一般家庭及び事業所等から排出されるし尿を有料（納付制）で収集 収集内容：おおむね月2回 収集業務：委託業者</p> <p>名称：臨時収集 内容：便所の改造廃止等により臨時的に収集が必要な場合に有料で収集 収集業務：委託業者</p> <p>名称：浄化槽の清掃及び汚泥の収集運搬 内容：浄化槽の清掃と汚泥の収集運搬を行なっている。 収集業務：許可業者</p>		<p>名称：継続収集 内容：一般家庭から排出されるし尿を有料（くみ取り券式）で収集 収集内容：おおむね月2回 収集業務：委託業者</p> <p>名称：事業所収集 内容：事業所から排出されるし尿を臨時的に有料（従量制）で収集 収集業務：委託業務</p> <p>名称：臨時収集 内容：便所の改造廃止等により臨時的に収集が必要な場合に有料で収集 収集業務：委託業者</p> <p>名称：浄化槽の清掃及び汚泥の収集運搬 内容：浄化槽の清掃と汚泥の収集運搬を行なっている。 収集業務：許可業者</p>		<p>当面はそれぞれの制度を存続し、5年以内に新市において調整する。</p> <p>当面はそれぞれの制度を存続し、5年以内に新市において調整する。</p> <p>当面はそれぞれの制度を存続し、5年以内に新市において調整する。</p>

堺市・美原町合併協議会の調整内容
 専門部会名 環境専門部会

協定項目	24 各種事務事業の取扱い（環境関係）	関係項目	家電4品目収集事業
調整の内容	当面はそれぞれの制度を存続し、5年以内に新市において調整する。		
現 況			調 整 の 具 体 的 内 容
堺 市		美 原 町	
名 称	家電4品目収集事業	名 称	家電4品目収集事業
内 容	家電4品目で家電小売店等に引取義務のないものについては、市民自らメーカーの指定引取り場所に搬入するか、小売店組合へ収集を申し込む方法を取っている。	内 容	消費者は買い換え時に購入する小売店に古い家電を引き取ってもらうか、以前購入した小売店へ引き取りを依頼しなければならない。しかし、以前購入した小売店の廃業等で、小売店へ引き取りを依頼できない場合があり、このような小売店の義務外品は申込制による月2回収集を実施し、メーカーの指定引取り場所へ搬入している。
			当面はそれぞれの制度を存続し、5年以内に新市において調整する。

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 環境専門部会

協定項目	24 各種事務事業の取扱い（環境関係）	関係項目	生ごみ処理機購入費補助金交付制度
調整の内容	当面は美原町制度を存続し、5年以内に新市において調整する。		
現 況			調整の具体的内容
堺 市	美 原 町		
実施していない。	<p>名 称 : 生ごみ処理機購入費補助金交付制度</p> <p>内 容 : 一般家庭から排出される生ごみを処理する生ごみ処理機を購入する者に対し、その購入に要する経費の一部を補助する。</p> <p>補助金の対象となる処理機</p> <p>・次の各号のいずれにも該当するもの</p> <p>(1)一般家庭から排出される生ごみ等を、排出者自らが減量化するための目的で購入する処理機（生ごみ等を単に粉碎し浄化槽等に排出する処理機及び焼却を目的とする処理機は除く）</p> <p>(2)耐久性を有し、かつ、衛生的な処理機</p> <p>1世帯につき、1機（器）とする。</p> <p>補助金の額：処理機購入金額の半額で上限額50,000円(電気設備等の付帯設備の費用は除く)</p> <p>名 称 : コンポストの無料貸出し制度</p> <p>内 容 : ごみの減量化を図るため、自宅敷地内や畑など土のある場所に設置し、生ごみを堆肥化する容器を無料で貸し出す。</p> <p>1世帯に1個限り。</p>		当面は美原町制度を存続し、5年以内に新市において調整する。

堺市・美原町合併協議会の調整内容
 専門部会名 環境専門部会

協定項目	16 使用料・手数料の取扱い	関係項目	塵芥処理手数料
調整の内容	当面はそれぞれの制度を存続し、5年以内に新市において調整する。		
現 況			調整の具体的内容
堺 市		美 原 町	
<p>◇名 称 : 継続のごみ収集</p> <p>◇内 容 : 事業所等から排出される可燃性ごみについて有料で収集を実施している。</p> <p>◇収集内容: 月～土曜 (毎日収集)</p> <p>◇収集費用: 36L容器1個 5,400円/月</p>		<p>◇名 称 : 継続のごみ(事業系)収集</p> <p>◇内 容 : 燃えるごみを有料で収集を実施している。</p> <p>◇収集内容: 週1回～5回</p> <p>◇収集費用: 45L袋1個 200円 (月極納付書納付方式とシール方式)</p>	
<p>◇名 称 : 臨時のごみ収集</p> <p>◇内 容 : 臨時的に排出する一般家庭の引越しや事業所等から排出されるごみを有料で収集</p> <p>◇収集費用: 軽トラック1台(1t又は2m³)当たり 家庭系 8,800円、事業系 17,600円</p>		<p>◇名 称 : 臨時のごみ収集</p> <p>◇内 容 : 一般家庭や事業所から臨時的に排出されるごみを有料で収集</p> <p>◇収集費用: 軽トラック1台分当たり 5,000円</p>	
<p>◇名 称 : 一般家庭ごみ収集</p> <p>◇内 容 : 家庭から排出される生ごみ等を無料で収集</p>		<p>◇名 称 : 一般家庭ごみ収集</p> <p>◇内 容 : 家庭から排出されるごみを一定量まで無料で収集、超過分は有料で収集</p> <p>◇ 収集費用: ごみ処理券指定枚数を超える1枚につき ◇ 45L袋1個100円、30L袋1個50円</p>	
<p>◇名 称 : 粗大ごみ</p> <p>◇内 容 : 一般家庭から排出される粗大ごみについては電話申込により有料で収集</p> <p>◇収集費用: 400円、800円、1,200円、1,600円、2,000円の5段階を設定し、品物により必要な料金分のシールを販売店で購入後、品物に貼り指定場所へ出す。</p>		<p>◇名 称 : 粗大ごみ</p> <p>◇内 容 : 家庭から排出される粗大ごみを一定量まで無料で収集、超過分は有料で収集</p> <p>◇収集費用: ごみ処理券指定枚数を超える1枚につき1点 又は45L袋相当分1個 500円</p>	
		<p>当面はそれぞれの制度を存続し、5年以内に新市において調整する。</p>	
		<p>当面はそれぞれの制度を存続し、5年以内に新市において調整する。</p>	
		<p>当面はそれぞれの制度を存続し、5年以内に新市において調整する。</p>	

堺市・美原町合併協議会の調整内容
 専門部会名 環境専門部会

協定項目	16 使用料・手数料の取扱い	関係項目	家庭用機器収集手数料	
調整の内容	当面はそれぞれの制度を存続し、5年以内に新市において調整する。			
現 況			調整の具体的内容	
堺 市		美 原 町		
◇名称	家庭用機器収集手数料	◇名称	特定家庭用機器収集運搬手数料	当面はそれぞれの制度を存続し、5年以内に新市において調整する。
◇内容	廃家電4品目で家電小売店等に引取義務のないものについては、市民自らメーカーの指定引取り場所に搬入するか、小売店組合へ収集を申し込む方法を取っている。	◇内容	廃家電4品目で家電小売店等に引取義務のないものについては、町が業者へ委託して、消費者から家電を収集し、メーカーの指定引き取り場所へ運搬を行っており、その際手数料を徴収する。	
◇手数料	収集運搬手数料 家電1台当たり 2,400円	◇手数料	収集運搬手数料 家電1台当たり 2,700円	
※リサイクル料金は別途必要		※リサイクル料金は別途必要		

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 環境専門部会

協定項目	16 使用料・手数料の取扱い	関係項目	死犬猫処理手数料	
調整の内容	当面はそれぞれの制度を存続し、5年以内に新市において調整する。			
現 況			調整の具体的内容	
堺 市		美 原 町		
◇名称	死犬猫処理手数料	◇名称	死犬猫処理手数料	当面はそれぞれの制度を存続し、5年以内に新市において調整する。
◇内容	犬猫等の死体は委託業者により収集し、専用焼却炉で処理している。手数料は委託業者に徴収委託している。	◇内容	犬、猫等の愛がん動物の死体の処理について、手数料を徴収する。	
◇手数料	収集した場合（飼い犬・飼い猫等） 1回当たり 1,900円 持ち込み、飼い主不明の場合 無料	◇手数料	収集及び持ち込み 1体につき 1,500円	

堺市・美原町合併協議会の調整内容
 専門部会名 環境専門部会

協定項目	16 使用料・手数料の取扱い	関係項目	し尿処理手数料
調整の内容	当面はそれぞれの制度を存続し、5年以内に新市において調整する。		
現 況		調整の具体的内容	
堺 市		美 原 町	
◇名称 : 継続収集 ◇内容 : 一般家庭及び事業所等から排出されるし尿の収集を有料で実施している。 ◇収集内容 : おおむね月2回 ◇収集費用 : 定額制 普通便槽1人1月 240円 無臭便槽1人1月 240円 ・ただし、1便槽につき360円を加算 簡易水洗式便槽1人1月620円 従量制 30Lにつき 180円 ◇納入方法 : 納入通知書による納付制度で、1年分の全期前納一括支払い方式と3ヶ月毎の期別分納支払い方式の併用 ◇名称 : 臨時収集 ◇内容 : 便所の改造廃止等により臨時的に収集が必要な場合、有料で収集 ◇収集費用 : 基本手数料 1回 1,200円 300Lまでごと 1,800円 ◇名称 : 浄化槽清掃業許可申請手数料 ◇内容 : 浄化槽清掃業を営もうとする者は許可を受けなければならない。 ◇申請費用 : 浄化槽清掃業許可申請手数料 1業者 10,000円 浄化槽清掃業許可証再交付申請手数料 1業者 10,000円		◇名称 : 継続収集 ◇内容 : 一般家庭から排出されるし尿の収集を有料で実施している。 ◇収集内容 : おおむね月2回 ◇収集費用 : 定額制 普通便槽1人1月 120円 無臭便槽1人1月 200円 簡易水洗便槽1人1月400円 ・人員により難しい場合で、かつ、定期的に収集するもの 100Lまで 700円 100L以上50Lごとに 350円加算 ◇納入方法 : くみ取り券方式 ◇名称 : 臨時収集 ◇内容 : 便所の改造廃止等により臨時的に収集が必要な場合、有料で収集 ◇収集費用 : 基本手数料 1回 1,500円 従量加算額 100Lまで 700円 100L以上50Lごとに 350円加算 ◇名称 : 浄化槽清掃業許可申請手数料 ◇内容 : 浄化槽清掃業を営もうとする者は許可を受けなければならない。 ◇申請費用 : 浄化槽清掃業許可申請手数料 1業者 4,000円 浄化槽清掃業許可証再交付申請手数料 1業者 2,000円	
		当面はそれぞれの制度を存続し、5年以内に新市において調整する。 当面はそれぞれの制度を存続し、5年以内に新市において調整する。 当面はそれぞれの制度を存続し、5年以内に新市において調整する。	

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 環境専門部会

協定項目	18 補助金・交付金等の取扱い	関係項目	有価物集団回収報償金制度	
調整の内容	当面はそれぞれの制度を存続し、5年以内に新市において調整する。			
現 況			調整の具体的内容	
堺 市		美 原 町		
<p>名称：有価物集団回収報償金制度 内容：自治会や子ども会等による有価物の回収に対して報償金を交付する。 対象団体：市内の自治会、子ども会、その他の営利を目的としない住民団体 対象品目：新聞・雑誌・ダンボール・古布・紙パック 報償金額：回収量1kg当たり4円 団体数：950団体</p>		<p>名称：有価物回収奨励金等交付制度 内容：有価物回収に協力する団体が再資源化できる有価物を定期的に集団回収を行なうことに対して奨励金又は報奨金を交付する。 対象団体：町内で組織する区会、婦人会、自治会、子ども会育成会、老人会等のほか町長が必要と認める団体で、古紙類、繊維類の集団回収を定期的実施し、地域の環境美化（公園、道路等の清掃）に努める団体</p> <p>奨励金制度 対象品目：古紙類、繊維類 奨励金額：1kg当たり5円 団体数：33団体</p> <p>缶・びんボックス管理報奨金制度 内容：町が実施している空き缶、空きびん回収に協力する自治会に回収ボックスの設置を依頼し、管理費を交付する。 管理費：1組設置当たり 130円/月 自治会数：26地区</p>		当面はそれぞれの制度を存続し、5年以内に新市において調整する。

堺市・美原町合併協議会の調整内容
 専門部会名 環境専門部会

協定項目	18 補助金・交付金等の取扱い	関係項目	生ごみ処理機購入費補助金
調整の内容	当面は美原町制度を存続し、5年以内に新市において調整する。		
現 況			調整の具体的内容
堺 市		美 原 町	
実施していない。	<p>◇名 称 : 生ごみ処理機購入費補助金</p> <p>◇内 容 : 一般家庭から排出される生ごみを処理する生ごみ処理機を購入する者に対し、その購入に要する経費の一部を補助している。</p> <p>○補助金の対象となる処理機 次の各号のいずれにも該当するもの</p> <p>(1)一般家庭から排出される生ごみ等を、排出者自らが減量化するための目的で購入する処理機（生ごみ等を単に粉碎し浄化槽等に排出する処理機及び焼却を目的とする処理機は除く）</p> <p>(2)耐久性を有し、かつ、衛生的な処理機 1世帯につき、1機（器）とする。</p> <p>◇補助金額 処理機購入金額の半額で上限額50,000円 （電気設備等の付帯設備の費用は除く）</p> <p>◇名 称 : コンポスト貸与制度</p> <p>◇内 容 : ごみの減量化を図るため、自宅敷地内や畑など土のある場所に設置し、生ごみを堆肥化する容器を無料で貸し出す。 1世帯に1個限り。</p>		当面は美原町制度を存続し、5年以内に新市において調整する。

協定項目	事務事業名		調整方針	
	堺市	美原町	協議・調整区分	調整の内容
13 組織・機構の取扱い	リサイクルプラザ管理運営事業	有価物集積センター管理運営事業	その他	相互の施設を利用しながら、使用方法、回収品目、回収方法等については、引き続き調整を図る。
24 各種事務事業の取扱い（環境関係）	事業系ごみ減量化推進事業	事業系一般廃棄物の多量排出事業者指導	堺市制度で実施	堺市制度で実施
24 各種事務事業の取扱い（環境関係）	環境衛生対策事業	公共下水道及び集水桝等の清掃事業	その他	新市において引き続き調整を図る。